

## 令和元年度 体罰防止月間

### ねらい

- \*体罰等について理解を深める
- \*自らの指導について振り返る
- \*体罰に依らない具体的な指導を考える
- \*体罰根絶に向けて学校全体で意識を高める

## 体罰禁止の根拠

### 【学校教育法 第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第1章 体罰関連行為

## 体罰関連行為のガイドライン

### 体罰

- 傷害行為 児童・生徒に傷害を負わせる行為
- 危険な暴力行為 頭部・頭部への暴力、椅子を投げるなど
- 暴力行為 頭・頬をたたく、足・臀部を蹴るなどの行為



第1章 体罰関連行為

## 体罰関連行為のガイドライン

### 不適切な行為

- 不適切な指導 小突く、胸倉をつかむなど
- 暴言等 「死ね」「消えろ」など
- 行き過ぎた指導 子供の現況にあわない指導



第1章 体罰関連行為

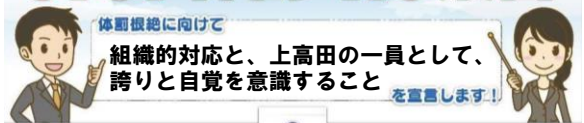
## 許される有形力の行使

- 指導の範囲内
- 適切な指導
- 正当防衛・正当行為・緊急避難



第1章 体罰関連行為

## STOP体罰 NO暴言



体罰をしない させない 許さない



学校名 中野区立上高田小学校

東京都教育委員会